

令和2年度第9回総会（月例）議事録

日 時	令和2年12月25日（金） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （19名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（運営委員） 松下 清美（会長代理） 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 堂免 修 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 室屋 智美 横峯 明人
欠席委員 （0名）	
事務局	主 幹 新地 支局主任 末永、安田、溝川、東、今吉、石田 専門員 井上、矢崎 主 査 安樂、内村、水盛、取違、二俣、渡邊、原口 主 任 鮫島、山本、平川 技 師 遠矢
農政総務課	
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農地利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 9 令和4年度国への農地等利用最適化推進施策の意見について
報告事項	1 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 2 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 3 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 4 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

議 長	<p>開 会 (午前10時)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第9回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中19人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、福永委員、堀之内委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。 議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 4 ページ 15 件	
議 長	それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14 番委員お願いします。
14 番委員	ご報告します。 番号 1 号、申請事由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、伊敷、7 番委員お願いします。
7 番委員	ご報告します。 番号 2 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買 以上です。
議 長	次に、吉野、13 番委員お願いします。
13 番委員	ご報告します。 番号 3 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買 以上です。
議 長	次に、桜島、19 番委員お願いします。
19 番委員	ご報告します。 番号 4 号、農業廃止、新規就農、所有権移転、売買 番号 5 号、農業廃止、新規就農、所有権移転、売買 番号 6 号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買 以上です。
議 長	次に、喜入、10 番委員お願いします。
10 番委員	ご報告します。 番号 7 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、松元、3 番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 8 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号 9 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号 10 号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。</p> <p>番号 11 号、自作地交換、自作地交換、所有権移転、交換。</p> <p>番号 12 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号 13 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、11 番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 14 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号 15 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件の全ては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」 15 件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 2. 農地法第 4 条許可申請に関する件	
5 ページ～6 ページ 5 件	
議 長	次に、議題 2 「農地法第 4 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14 番委員お願いします。
14 番委員	ご報告します。 番号 1 号、用途・施設：駐車場 679.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東…水路、西・南…宅地、北…私道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 番号 2 号、作業場 251.00㎡、東・西・南…宅地、北…宅地、里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 この件について、補足して説明いたします。 申請人は、必要な手続きを経ずに、土地の一部に盛り土をしていたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。 代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導しました。 以上です。
議 長	次に、吉野、13 番委員お願いします。
13 番委員	ご報告します。 番号 3 号、貸資材置場 120.00㎡、車両置場 264.00㎡、通路等 443.00㎡、東・南・北…他人畑、西…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。 以上です。
議 長	次に、吉田、18 番委員お願いします。
18 番委員	ご報告します。 番号 4 号、クヌギ 300 本 1,441.00㎡、東・西…山林、南…宅地、北…本人畑、境界…土留、雨水…自然流下。 以上です。
議 長	次に、郡山、11 番委員お願いします。

1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、障害者支援施設1棟279.40㎡、通路177.10㎡、運動場1,828.50㎡、東…市道、西…雑種地、南…宅地、北…他人畑、境界…土留、ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>本件ついて補足説明をさせていただきます。</p> <p>申請地は、郡山支所から北西へ約1.7kmに位置する第2種その他の農地に該当します。</p> <p>この土地は農地法第3条の不許可の例外で認められている農地法施行令第2条第1項1号ハ「社会福祉法人が、リハビリテーション農場等その業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合」に該当するため、平成22年8月20日に、申請人である社会福祉法人が取得し、リハビリ農園として利用してきた土地であります。</p> <p>今回、当該社会福祉法人が運営する障害者支援施設の運動場にコロナ対策として、入居者の隔離用個室3室を建築することが必要となったことに伴い、運動場が手狭になり、また、当該施設の利用者増加により、その事業実施に伴う作業室の増設が必要になったことから、隣接する本申請地に、作業室等を備えた障害者支援施設1棟と運動場を整備するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目直しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」5件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 3. 農地法第 5 条許可申請に関する件 7 ページ～12 ページ 2 2 件	
議 長	次に、議題 3 「農地法第 5 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14 番委員お願いします。
14 番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 1 号、用途・施設：資材置場 70. 80㎡、駐車場 109. 14㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西・北…他人畑、南…貸人畑、境界…土留、雨水…自然流下、権利の種別：使用貸借権。</p> <p>番号 2 号、駐車場 107. 00㎡、東・南…宅地、西…里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号 3 号、住家 1 棟 81. 15㎡、庭敷地等 217. 85㎡、東・南…貸人畑、西…宅地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号 4 号、住家 1 棟 63. 76㎡、庭敷地等 197. 24㎡、東・西・北…宅地、南…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>番号 5 号、住家 1 棟 94. 16㎡、庭敷地等 106. 83㎡、東…貸人畑、西…里道、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号 6 号、住家 1 棟 66. 24㎡、庭敷地等 432. 76㎡、東・北…里道、西…渡人畑、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号 7 号、建売住宅 2 棟 158. 16㎡、庭敷地等 252. 84㎡、東…市道、西・南…渡人畑、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、7 番委員お願いします。

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、クヌギ16本108.00㎡、法面等629.00㎡、東…山林、西…宅地、国道、南…山林、国道、北…宅地、山林、境界…土留、コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は伊敷支所から北へ約2.8kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は申請地を取得し、クヌギを植えて転用を行うものです。当該地は甲突川沿いの国道3号線と山林に挟まれた急傾斜地です。出入り口が無く農業用水も無いことから耕作に適さない場所であり、急傾斜地のため有効利用できる面積が108㎡と限られています。</p> <p>その為、植林するクヌギの本数が16本になったものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、住家1棟63.34㎡、庭敷地等137.66㎡、東…市道、西・南・北…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>番号10号、通路169.00㎡、東…水路、里道、西…渡人畑、雑種地、南…市道、北…渡人畑、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、住家1棟94.40㎡、庭敷地等136.60㎡、東・南・北…渡人畑、西…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、桜島、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、住家1棟102.68㎡、庭敷地等385.32㎡、東…渡人畑、宅地、西・南・北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>申請地は桜島支所から南西へ約3.1kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。</p> <p>「第1種農地」は原則として農地転用することはできませんが、農地法施行規則第33条第4号に定めるところの不許可の例外となる「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、太陽光発電1,368.00㎡、資材置場261.00㎡、駐車場105.00㎡、法面等1,214.00㎡、東・南・北…山林、西…農道、境界…防護柵、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は喜入支所から南へ約6.4kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は申請地を取得し、太陽光発電施設及び、資材置場として転用を行うものです。</p> <p>発電規模としましては、太陽光パネル192枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>なお、九州経済産業局からの発電設備認定の通知を、令和元年3月に受けております。また九州電力との系統に係る契約も成立していることを確認しております。</p> <p>番号14号、太陽光発電1,446.00㎡、通路等250.00㎡、東・西…水路、南…他人田、北…他人田、宅地、境界…防護柵、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は喜入支所から南へ約1.1kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>申請人は申請地を取得し、太陽光発電施設として転用を行うものです。</p> <p>発電規模としましては、太陽光パネル216枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>なお、九州経済産業局からの発電設備認定の通知を、令和2年8月に受けております。また九州電力との系統に係る契約も成立していることを確認しております。</p> <p>また出入りについては、東側水路に蓋が被っている場所から行います。水路を利用することについては、農地整備課との協議は済んでおります。</p> <p>番号15号、住家1棟88.44㎡、庭敷地等279.56㎡、東…渡人畑、西・南…市道、北…渡人畑、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、住家1棟95.64㎡、車庫27.32㎡、庭敷地等199.04㎡、東・西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請地は、松元支所から南東へ約4kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>譲受人は、現在借家住まいのため、父が所有する申請地に自宅を建築しようとするものです。</p> <p>私道から父の自宅敷地内を通して進入するため、通行承諾書が添付されております。</p> <p>また、周囲の状況及び被害防除計画の欄に、雨水は市道側溝とありますが、父宅からの排水管に接続し市道へ流す計画です。</p> <p>番号17号、宅地分譲1,003.01㎡、通路114.02㎡、東・北…市道、西・南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号18号、建売住宅8棟1,790.08㎡、通路194.92㎡、東…里道、西・南…水路、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、住家1棟79.60㎡、庭敷地等167.33㎡、東・西…宅地、南…県道、北…市道、境界…ブロック積、雨水…県道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号20号、住家1棟42.00㎡、倉庫1棟15.00㎡、庭敷地415.00㎡、法面等348.00㎡、東…山林、西…市道、南…宅地、北…水路、境界…土留、雨水…水路放流、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>本件について補足説明をさせていただきます</p> <p>申請地は、郡山支所から西へ約2.3kmに位置する第2種その他の農地に該当します。</p> <p>法面や建築上の後退部分・防火水槽があり、使用できない面積が348㎡あります。従って、有効面積は472㎡となり、転用はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>番号21号、住家1棟41.40㎡、通路57.58㎡、庭敷地等166.88㎡、東・西・北…宅地、南…市道、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号22号、貸資材置場960.00㎡、駐車場330.00㎡、通路280.00㎡、緩衝地等895.00㎡、東…他人畑、西・南…他人畑、原野、北…山林、里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p>

<p>議 長</p>	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号12号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」22件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号12号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えのない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件 13ページ～14ページ 4件</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>谷山、喜入、松元地区に合意解約の通知が出ております。</p> <p>委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」4件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題 5. 非農地認定に関する件 15ページ～18ページ 12件	
議 長	次に、議題 5. 「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本局、9 番委員お願いします。
9 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、調査結果：219-3：住家 1 棟、55 年経過、現況宅地。219-6：通路として 56 年経過、現況道路。 番号 2 号、調査結果：3868-1：事務所 1 棟、約 20 年経過、現況宅地。 5177-1：雑木・ゴキ竹自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。 番号 3 号、調査結果：住家 4 棟、41 年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、谷山、14 番委員お願いします。
14 番 委 員	ご報告します。 番号 4 号、調査結果：通路として 12 年経過、現況道路。 番号 5 号、調査結果：杉、檜、雑木自然繁茂、約 50 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、伊敷、7 番委員お願いします。
7 番 委 員	ご報告します。 番号 6 号、調査結果：孟宗竹自然繁茂、約 50 年経過、現況山林。 番号 7 号、調査結果：通路として 40 年経過、現況道路。 番号 8 号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約 50 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、13 番委員お願いします。
13 番 委 員	ご報告します。 番号 9 号、調査結果：共同住宅 1 棟、25 年経過、現況宅地。 番号 10 号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約 30 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉田、18 番委員お願いします。
18 番 委 員	ご報告します。 番号 11 号、調査結果：住家 1 棟、倉庫 2 棟、約 80 年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、松元、3 番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、調査結果：杉、檜、孟宗竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」12件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農地利用変更届出に関する件</p> <p>19ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題6.「農地利用変更届出に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、谷山、14番委員お願いします。</p>
1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑として利便性を高める。工事開始日：令和3年2月1日、工事終了日：令和3年2月28日、周囲の状況：東・西…宅地、南…市道、北…他人田、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、高さ…0.75m、作物…野菜、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農地利用変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題 7. 農用地利用集積計画に関する件 20ページ～42ページ 54件	
議 長	<p>次に、議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>38ページ、番号47号につきましては、8番委員自身が申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、8番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>8番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(8番委員離席後)</p> <p>それでは、番号47号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明します。</p> <p>資料の38ページをお願いします。</p> <p>番号の47号、地目、現況ともに畑、面積は3,567.00㎡、権利の種類は使用貸借権、区分：更新。</p> <p>令和2年12月28日公告予定です。</p> <p>これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7. 「農用地利用集積計画に関する件」の番号47号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、8番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(8番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>残りの53件及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の20ページをお願いします。</p> <p>「議案第7号」、令和2年12月28日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ただいまの分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>集計表の右下の合計欄になります。</p> <p>所有権0件、0筆、0㎡、賃借権29件、61筆、67,833.00㎡、使用貸借権25件、44筆、33,430.00㎡、合計54件、105筆、101,263.00㎡です。</p> <p>なお、資料の21ページから42ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、39から42ページは、配分計画を含む内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題8. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件</p>	
議長	<p>次に、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、喜入、10番委員をお願いします。</p>
10番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町浜田地区にあり、喜入支所から北西へ約5kmに位置し、東側は宅地、西・南側は渡人畑、北側は市道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>事業実施の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>

議	長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「7番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、7番委員どうぞ。</p>
7番委員		農用地の外周部と書いてありますが、4ページ、5ページを見ると、こういうのも外周部として判断していいのでしょうか。農地の中心のような気がします。
喜入支局		周りが除外地域に隣接していますので、外周部という形で判断させていただきました。
7番委員		見解を聞きたかっただけです。全体的に見ると農用地の真ん中にあるみたいな気がします。
議	長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題9. 令和4年度国への農地等利用最適化推進施策の意見について 別冊資料3		
議	長	<p>続きまして、議題9.「令和4年度国への農地等利用最適化推進施策の意見について」を審議します。</p> <p>今月と来月のふた月にかけて話し合ってください、来月は最終的に提案を取りまとめていきたいと思えます。</p> <p>なお、各地域から上がってきました意見につきましては、12月の運営連絡会において協議し、その全てについて今回提案しています。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>「令和4年度国への農地等利用最適化推進施策の意見について」別冊資料3をご覧ください。</p> <p>それでは、提案内容について、説明させていただきます。</p> <p>1 ページをご覧ください。</p> <p>各地域から提案をしていただいたものを5つの項目に取りまとめました。</p> <p>1 有害鳥獣被害対策に関すること</p> <p>2 遊休農地の解消や発生防止に向けた山間地における農地の基盤整備の推進等に関すること</p> <p>3 農業後継者等の育成・確保等に関すること</p> <p>4 食料自給率の向上や家族経営の保護等に関すること</p> <p>5 スマート農業推進の支援強化に関すること</p> <p>この5項目のうち、番号1から番号3までは継続事項、番号4及び番号5につきましては、新たな提案となります。</p> <p>番号1から3までの項目中、新たな提案部分、及び番号4及び番号5の要点につきまして以下読み上げます。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>1 有害鳥獣被害対策に関すること</p> <p>② ヤンバルトサカヤスデの駆除を行っていただきたい。</p> <p>5 ページをお開きください。</p> <p>2 遊休農地の解消や発生防止に向けた山間地における農地の基盤整備の推進等に関することのうち、⑦耕作放棄地の解消について及び⑧未相続農地の解消に向けた対策についてです。</p> <p>農地相続手続きの簡素化を進めていただきたい。</p> <p>また、所有者が死亡した農地について、相続登記が進まない状況にあるため、一定年数納税管理者として管理している場合に所有権を変更できるよう法の改正を行うこと。</p> <p>6 ページをご覧ください。</p> <p>3 農業後継者等の育成・確保等に関することのうち、⑩農業後継者等の確保についてです。</p> <p>新規就農者への「農業次世代人材投資事業」等の継続、拡充する十分な予算確保に努めていただきたい。</p> <p>7 ページをお開きください。</p> <p>食料自給率の向上や家族経営の保護等に関すること</p> <p>⑪食料自給率を高め日本の農業を発展させるために及び⑫大型化だけで守れない日本農業です。</p> <p>20年度の農林業センサスによると、離農者の拡大、農業従事者の減少、高齢化等により、生産基盤の弱体化が早まっている。</p> <p>この流れを断ち切るために、輸入自由化をやめること、自給率を高めるため農産物の価格・所得補償を充実させること、家族農業に対する方策等を実践していただきたい。</p> <p>8 ページをお開きください。</p> <p>⑬スマート農業推進の支援の強化についてです。</p> <p>スマート農業とは、先端技術を活用し、省力化や大規模生産、品質の向上などを目指す新たな農業のことで、ロボットやAI、装置をインターネットで結ぶI</p>
------------	---

		<p>OTなどの技術を、農作業や出荷の管理などに活用する農業である。</p> <p>このスマート農業推進のために、十分な予算を確保する等、今後支援策の充実を図っていただきたい。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>内容を検討し、提案事項を整理したいと考えますが、皆様から何かご意見・ご質問等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題9.「令和4年度国への農地等利用最適化推進施策の意見について」は、皆様方から出されたご意見を基に、運営連絡会と事務局で整理し、次回の第10回総会で再度まとめたいと思います。</p>

報 告 事 項	
1. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 43ページ～44ページ 5件	
議 長	<p>報告事項1 「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項2 「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料の43ページをお開きください。</p> <p>報告事項1 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合、農業委員会に届出を要するものです。</p> <p>今回の届出件数は、5件、登記地目別では、田4筆、2,778.00㎡、畑8筆、4,281.00㎡、その他0筆、0㎡、計12筆、7,059.00㎡、取得した事由は、相続が5件、権利の種類は、所有権が5件、農業委員会によるあっせん等の希望は、有が0件、無が5件です。</p> <p>次の44ページは、届出の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
2. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 45ページ～53ページ 25件	
事 務 局	<p>次に、45ページをお開きください。</p> <p>報告事項2、農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内の農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決により処理したものです。 第4条関係は、一般住宅3件、駐車場2件で、合計5件です。</p> <p>46から47ページは届出の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>元に戻っていただき45ページをお願いします。 第5条関係は、上から順に一般住宅16件、駐車場2件、店舗等1件、その他1件で、合計20件です。</p> <p>資料の48ページから53ページは、第5条の届出の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

3. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について 54ページ～55ページ 1件	
事 務 局	<p>54ページをお開きください。</p> <p>令和2年11月30日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。</p> <p>これは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、令和2年12月1日から貸付の始期が始まるものです。</p> <p>賃借権 1件、2筆、面積は 1, 121. 00㎡。</p> <p>今回の分は、平成27年12月の総会で審議していただきました農用地利用集積計画で、農地を中間管理機構である県地域振興公社に貸付けたものを、同公社が担い手へ貸し出したものになります。</p> <p>55ページは農用地利用配分計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
4. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料4	
議 長	<p>次に、報告事項4「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>報告事項4 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の10月分については、訪問戸数157戸、うち不在43戸、調査回答戸数133戸、貸出希望7戸114. 92アール、借入希望1戸20. 00アール、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>次に、下の段の累計については、訪問戸数4, 418戸、うち不在421戸、調査回答戸数4, 029戸、貸出希望216戸4, 591. 23アール、借入希望44戸2, 009. 00アール、貸出実績14戸198. 46アール、借入実績9戸110. 94アール、中間管理事業活用実績46. 17アールでした。</p> <p>各地区の実績についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時45分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和2年度第10回総会（月例）開催日時は、 1月28日（木）午前10時開会 本館2階 講堂</p> <p>総会に引き続き、令和2年度第2回合同委員会を午前11時10分から開催いたします。</p> <p>農業委員の方の座席はそのままになります。時間になりましたら、席にお戻りくさいますようお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時50分）</p>